

○鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月4日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。「以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第4条第4項の規定は、番号法第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成29年条例第2号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

別表1(第4条第1項)

機関	事務
町長	次に掲げる事務であつて規則で定めるもの 1 <u>子ども医療費の助成に関する条例(平成6年条例第5号)</u> による子どもに対する医療費の助成に関する事務 2 <u>重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和48年条例第36号)</u> による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務 3 <u>鹿追町営住宅管理条例(平成6年条例第17号)</u> による住宅の管理に関する事務 4 <u>鹿追町立認定こども園条例(平成26年条例第22号)</u> による保育の決定に関する事務 5 <u>鹿追町立地域保育所条例(昭和40年条例第21号)</u> による保育に関する事務 6 <u>鹿追町軽度難聴児補聴器費支給事業実施要綱(平成22年要綱第1号)</u> による支給に関する事務 7 <u>鹿追町地域生活支援事業実施要綱(平成18年要綱第7号)</u> による支給に関する事務 8 <u>鹿追町特定不妊治療費助成金交付要綱(平成17年要綱第4号)</u> による助成に関する事務 9 <u>鹿追町高齢者バス利用助成規程(平成13年規程第1号)</u> による助成に関する事務 10 <u>検診料等助成要綱(平成3年要綱第1号)</u> による助成に関する事務 11 <u>鹿追町敬寿祝い金支給条例(昭和42年条例第17号)</u> による支給に関する事務

別表2(第4条第1項)

機関	事務	特定個人情報
町長	次に掲げる事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの
	1 <u>子ども医療費の助成に関する条例</u> による子どもに対する医療費の助成に関する事務	<u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号</u> に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)  <u>地方税法(昭和25年法律第226号)</u> その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)  <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)</u> 又は <u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</u> による医療に関する給付の支給又は保険料の

	<p>徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)</p>
	<p><a href="#">生活保護法(昭和25年法律第144号)</a>による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)</p>
	<p><a href="#">重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例</a>による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。)</p>
<p>2 <a href="#">重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例</a>による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務</p>	<p>住民票関係情報</p>
	<p>地方税関係情報</p>
	<p>医療保険給付関係情報</p>
	<p>生活保護関係情報</p>
	<p><a href="#">介護保険法(平成9年法律第123号)</a>による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)</p>
	<p><a href="#">児童福祉法</a>による障害児入所支援若しくは措置(<a href="#">同法第27条第1項第3号</a>の措置をいう。)に関する情報又は<a href="#">身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)</a>による身体障害者手帳、<a href="#">精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)</a>による精神障害者保健福祉手帳若しくは<a href="#">知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)</a>にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)</p>
	<p><a href="#">子ども医療費の助成に関する条例</a>による子どもに対する医療費の助成に関する(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)</p>
<p>3 <a href="#">鹿追町営住宅管理条例</a>による住宅の管理に</p>	<p>住民票関係情報</p>

関する事務	地方税関係情報
4 <a href="#">鹿追町立認定こども園条例</a> による保育の決定に関する事務	住民票関係情報
	地方税関係情報
5 <a href="#">鹿追町立地域保育所条例</a> による保育に関する事務	住民票関係情報
	地方税関係情報
6 <a href="#">鹿追町軽度難聴児補聴器費支給事業実施要綱</a> による支給に関する事務	住民票関係情報
	地方税関係情報
7 <a href="#">鹿追町地域生活支援事業実施要綱</a> による支給に関する事務	住民票関係情報
	地方税関係情報
8 <a href="#">鹿追町特定不妊治療費助成金交付要綱</a> による助成に関する事務	住民票関係事務
	地方税関係情報
9 <a href="#">鹿追町高齢者バス利用助成規程</a> による助成に関する事務	住民票関係事務
10 <a href="#">検診料等助成要綱</a> による助成に関する事務	住民票関係事務
	地方税関係情報
11 <a href="#">鹿追町敬寿祝い金支給条例</a> による支給に関する事務	住民票関係事務